平成24年3月定例会 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査の うち、建設水道分科会で行いました、「下水汚泥の減容化と一時保管について」の調査の経過 並びに結果につきまして、ご報告いたします。

建設水道分科会では、昨年実施いたしました「下水汚泥の処分方法について」の調査の結果を踏まえ、下水汚泥の減容化について、具体的な方法等に関する調査を行い、場外搬出が可能となるまでの本市における適切な一時保管方法について検討するため、「下水汚泥の減容化と一時保管について」を調査事項と決定いたしました。

本市においては、放射性物質を含む下水汚泥の再利用や最終処分が困難となっているため、脱水汚泥が堀河町終末処理場内に一時保管されています。国が、最終処分が可能としている1キログラムあたり8,000ベクレルを下回った時でも埋立処分地が確保できず、一時保管されている汚泥は増え続けており、そのスペースや臭気の問題も発生しています。

これらの問題に対応するため、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針では、汚染廃棄物は、安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて焼却等の中間処理等により減容化を図る必要があるとされており、また、国土交通省の「下水道における放射性物質対策に関する検討会」の中間とりまとめでは、下水汚泥の減容化については、機械乾燥、炭化、焼却及び溶融の手法が存在し、それぞれの手法の特徴や処理場の特性を踏まえて、適切な手法を選定すべきであり、総合的な判断が重要であることが示されています。

このような状況の中、本市堀河町終末処理場の特性や置かれた状況に最も適している減容化 手法などを検討するため、平成23年12月14日より調査を開始し、下水道部からの2回に わたる聞き取り、また、本市環境部からの本市既存焼却施設で汚泥を焼却することについての 可能性の聞き取りなど、計10回の分科会を開催いたしました。

また、2月14日、15日には新潟県三条市、群馬県前橋市への行政視察を行い、三条市では 移動式汚泥乾燥車による減容化の取り組みについて、前橋市では焼却や溶融処理による減容化 や焼却灰等の一時保管について、さらに建設中の炭化施設についての先進事例等の調査を行う など、詳細な調査を実施いたしました。

堀河町終末処理場は、住宅が密集している市街地にあり、敷地に大きな空きスペースがないことから、現在使用していないエアレーションタンクの一部を改修し、脱水汚泥の状態で一時保管しています。しかし、保管を続けることが可能な容量は限られているため、早急な対策が必要であります。

さらに、汚泥の保管は、国が平成 26 年度中に運用を開始するとしている中間貯蔵施設に 搬入するまでのあくまでも暫定的なものであります。

また、本市既存焼却施設である、あぶくま及びあらかわクリーンセンターでの下水汚泥の焼却については、下水汚泥と一般ごみとを混ぜて焼却することになり、その作業は非常に困難であること。さらに、それにより発生した焼却灰等は分離できず、全てが高濃度に汚染されたものになってしまうこと。そして、そのような新たな試みに対して、周辺にお住まいの方々から同意を得ることは非常に難しいと予想されることが、参考人から示されています。

以上のことから、運用開始までに数年を要する大規模な減容化施設を建設することは現実的ではなく、場外搬出までの限られた期間の運用ができる設備があれば十分であります。また、 既存焼却施設での焼却も現実的には困難であります。

そのため、本市の下水汚泥の減容化は、仮設の機械乾燥や炭化設備など、短期間で配備が可能な新たな設備で実施すべきであり、それは、発生する汚泥量を勘案した十分な処理能力を持ったものとするべきであるとの結論に達しました。

なお、3月15日に行った下水道部からの聞き取り調査においては、国がこの間、企画書を 公募して行ってきた堀河町終末処理場の脱水汚泥減容化に関する調査・検討の結果が、次の とおり3月4日に開催された地区住民説明会で示されたことを確認しました。

その内容は、現在の敷地内に仮設の汚泥乾燥施設を建設し、処理を行うことにより1/4程度に減容化できること。また、施設の稼働により1日30トンの汚泥処理が可能であり、現状では来年夏頃には一杯になると予想される現在の一時保管スペースにおいて、中間貯蔵施設への搬出開始まで保管が可能になること。さらに、減容化により放射性物質の濃度は4から5倍になるが、現在の保管場所で適切に保管することで放射線は遮蔽でき、周辺へはほとんど影響が無いことなどでありました。

また、周辺にお住まいの方々からは、空間線量や核種分析値の情報公開をさらに徹底して 欲しいという要望や、設置される施設の能力・安全対策についての意見や中間貯蔵施設の進捗 に関する意見などが出されたとのことでした。

そういたしまして、国が住民説明会で示した減容化に対するこれらの方針については、ただ 今述べてきた考え方と概ね合致するものであります。減容化施設の配備は、放射性物質汚染 対処特別措置法の規定により、国の責任で実施されるものであります。本市は国との協議の中 で、その早期実現のために強く意見を述べていくべきであると提言いたします。

また、汚泥の一時保管については、臭気の発生や減容化に伴う放射性物質の濃度上昇により、 周辺の環境へ影響を及ぼすことがないよう、法令に基づき十分な対策を講じることが必要に なります。周辺にお住まいの方々に対して、その内容を丁寧に説明し、理解を得るよう努める とともに、規定以上の詳細な周辺のモニタリング調査を行い、正確な情報提供を行うなど、 安心の確保のための十分な対策を講じることが不可欠であると提言いたします。 なお、今後減容化施設の運転開始に向け、国により機器製作や設備設置などの業務が進められることになります。施設の概要や、業務の適正な進捗について確認していく必要があることから、建設水道分科会においては、今後も本調査項目について調査を継続してまいります。

最後に、本特別委員会は、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所 事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し述べまして、 特別委員長報告といたします。